

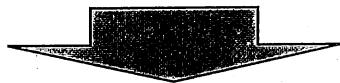
山口県後期高齢者医療広域連合情報管理方針〔体制〕

※地方公共団体における情報セキュリティに関するガイドライン〔平成27年3月版:総務省〕に基づき策定

◆山口県後期高齢者医療個人情報保護条例【平成27年2月16日制定】を基本として、基本方針と対策手順を定めた。

◆個人情報保護方針【平成27年8月1日新規制定】※審査会経由

- 1 基本理念
- 2 個人情報の範囲
- 3 個人情報の取扱いについて
- 4 法令等の遵守について
- 5 安全管理措置について
- 6 問い合わせ窓口
- 7 個人情報保護の仕組みの改善



◆情報セキュリティ基本方針【平成27年8月1日新規制定】(ポリシー)※審査会経由

- 1 総則（目的、定義、適用範囲）
- 2 基本原則
- 3 管理運営体制
 - 1 セキュリティ対策の管理運営体制（各責任者等の責務等、情報セキュリティ委員会）
 - 2 苦情・相談への対応（苦情・相談窓口、対応方法）
- 4 管理方法（情報の管理、保管期間、利用者識別、監督及び教育、事故の予防と対応等）
- 5 ポリシーの維持管理（ポリシーの改訂及び公開、自己点検、監査及び是正措置）



◆情報システム等運用管理規程【平成27年8月1日新規制定】

- 1 総則
 - 1 目的、2 適用対象、3 標準規格
- 2 組織的な対策
 - 1 管理運営体制 2 具体的な対策（非常時の対策等） 3 守秘契約 4 業務委託
- 3 人的な対応
 - 1 マニュアルの整備、2 研修の内容、3 職員への周知
- 4 物理的な対策

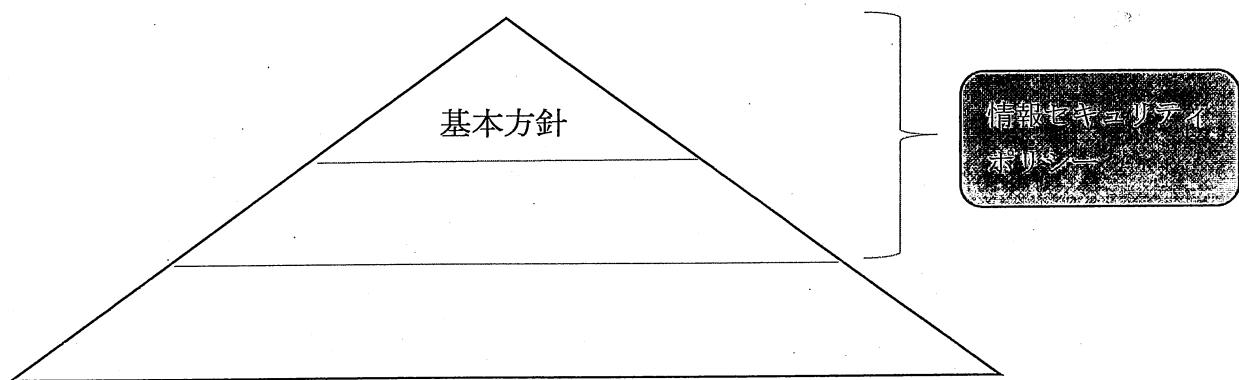
- 1 立入り領域の制限 2 情報システムの管理 3 情報及び情報機器の持出し等
- 5 技術的な対策
 - 1 利用者の登録・認証 2 サーバー管理（リスク対応） 3 端末管理
 - 4 ネットワーク管理 5 一般的な運用事項（セキュリティパッチ、ウィルス対策等）
- 6 その他



◆機密文書管理規程 【平成27年8月1日新規制定】

- 1 総則（目的、機密文書の定義、機密区分、適用範囲、個人情報の取扱い）
- 2 機密文書管理体制（機密文書管理の統括責任者、管理責任者、機密保持、非常持出）
- 3 機密文書管理方法（機密文書の作成および指定、表示、保管当、機密文書の廃棄等）
- 4 その他（改廃、施行）

【参考】マイナンバー制度導入にあたっての「特定個人情報保護評価書」（全項目評価）（見直しにより平成29年2月27日個人情報保護委員会に提出）による評価を行い、特定個人情報の入手、使用、委託、提供・移転、情報提供ネットワークとの接続、保管・消去等に係るリスクの洗い出し及びその対策・措置を講じることとしている。



◆基本方針

個人情報保護方針 【平成27年8月1日新規制定】※審査会経由

情報セキュリティ基本方針 【平成27年8月1日新規制定】※審査会経由

◆対策基準

情報システム等運用管理規程 【平成27年8月1日新規制定】

機密文書管理規程 【平成27年8月1日新規制定】

広域連合の個人情報保護条例における個人情報保護

山口県後期高齢者医療広域連合は、山口県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成27年2月16日制定）に則って個人情報の保護、適正な取扱い（収集・利用・提供・開示等）を行っている。

その主な内容は下記のとおりである。

1. 各個人情報の取扱いにおける制限

(1) 収集の制限

- ① 事務の目的を明確にし、必要な範囲内で収集しなければならない。
- ② 適法かつ公正な手段により、本人から収集しなければならない。
- ③ 思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報の収集をしてはならない。

(2) 個人情報取扱事務の目的以外の目的による保有個人情報の利用及び外部提供の禁止

(3) オンライン結合による個人情報の実施機関以外のものへの提供の禁止 (審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置が講じられていると認めるときは提供することができる。)

2. 維持管理及び委託

(1) 適正な維持管理

- ① 個人情報を正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。
- ② 保有個人情報の漏えい、滅失、損傷及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- ③ 保有する必要がなくなった個人情報の確実かつ速やかな廃棄、消去の義務

(2) 個人情報の取扱いを伴う事務の委託に伴う措置等

- ① 委託の際は、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。
- ② 事務の委託を受けた者も、前記と同様の義務を負う。
- ③ 委託を受けた者等による個人情報の漏洩禁止、不当な目的での使用の禁止

その他の個人情報保護に関する運用方針等の要旨

1. 広域連合個人情報保護方針（平成 27 年 8 月 1 日制定）

（1）基本理念

- ① 対象者に応じて、迅速で的確なサービスを提供するためには、対象者（被保険者等）に関する様々な情報が必要であり、安心してサービスを受けてもらうためには対象者の個人情報の安全な管理が必要になる。従って広域連合は個人情報保護に厳重な注意を払う。

（2）個人情報の取扱い

- ① 個人情報の取得にあたっては、利用目的を明確にし、同意を得てから取得する。
- ② 同意を得た利用目的の達成に必要な範囲内において利用及び提供を行う。
- ③ 法令等で定められた場合以外は、目的外利用や第三者提供を行わない。

（3）運用方法

- ① 個人情報保護及び特定個人情報保護に関する日本の法令、指針等を遵守する。
- ② 個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えいを防止し、安全で正確な管理に努める。
- ③ 外部委託事業者に対しては適切な監督を行う。

2. 広域連合情報セキュリティ基本方針（平成 27 年 8 月 1 日制定）

（1）主旨

- ① 広域連合の情報システム等に関する安全管理についての基本姿勢を示したもの

（2）情報システム利用にあたっての基本原則

- ① 電子媒体による保存については、情報の真正性、見読性、保存性を確保する。
- ② 守秘義務を遵守し、被保険者及びその世帯員等の個人の情報を保護する。
- ③ コンピューターウィルスの侵入、外部からの不正アクセスに対する対策の実施
- ④ ソフトウェアのインストール及び USB メモリ等の外部記憶媒体の接続の禁止。

（3）情報システムで取り扱う情報の管理方法等

- ① 事務ごとのリスク分析、リスクに対応した適切な取扱い方法での管理・運用
- ② 情報の保管期間を定め、システムへのアクセスログを記録し、最低 5 年保管。
- ③ 利用者の登録を管理し、アクセス権限を規定することで不正な利用を防止する。
- ④ セキュリティ対策の遵守状況を検証するため、年 1 回自己点検を実施する。

3. 広域連合情報システム等運用管理規程（平成 27 年 8 月 1 日制定）

I. 特殊なケースにおける具体的な対策

(1) 事故及び非常時への対応

- ① 事故が発生した場合は、再発防止策を含む対策を速やかに講じる。
- ② 緊急時、災害時及びサイバー攻撃等による「非常時」の連絡、復旧体制並びに回復手順及びを定め、発生時にはその手順書に則って運用を行う。

(2) 業務委託を行う場合の実施事項・留意事項

- ① 守秘事項を含む業務委託契約を結ぶ。
- ② 再委託を行う場合には、委託先と同等の個人情報保護に関する対策及び契約がなされていることを条件に、当広域連合による再委託の許諾を要件とする。

II. 物理的・技術的な対策

(1) 情報システム

- ① サーバー室等における火災、盗難等に備えて、無停電装置、入退制限装置などの保安処置を講じる。また、可搬型記録媒体は施錠できるキャビネットに保管。
- ② 情報及び情報機器は、持出し対象として規定されたもの以外の持出しを禁止し、持出す情報については、暗号化、パスワードを設定、持出す情報機器には、起動パスワードの設定、ウィルス対策ソフトのインストールを行う。
- ③ 利用者の認証は、公開鍵基盤の秘密鍵及び PKI 証明書が格納された IC カードを用いる方式、又は利用者の ID とパスワードを用いる方式のいずれかとする。

(2) ネットワーク管理

- ① 個人情報にアクセスするための当広域連合の LAN は、インターネット等による当広域連合外と情報交換できるネットワークとは物理的に遮断する。
- ② 外部のネットワークと LAN を接続する場合は、適切なアクセスポイント、プロトコルの限定、アクセス権限管理等を行って不必要的ログインを防止する。
- ③ 不正アクセスや改ざん防止のため、インターネットに係る各サーバー、ルータ等にファイアウォール及びプロキシサーバーを設置し、許可されていない通信を遮断する。また、SSID や MAC アドレスへのアクセス制限、ANY 接続拒否の設定等を施す。
- ④ 個人情報を含む情報を電子メールで送信する場合、個人情報を含む情報に暗号化処理等を講ずるなど、情報の安全性に留意して送信する。
- ⑤ 電子メールに個人情報が含まれる場合は、送信・受信後に速やかに削除する。

(3) ウィルス対策

- ① 全てのサーバー、端末にアンチウィルスソフトを導入し、パターンファイルは常に最新のものを使用する。
- ② ソフトウェア等は定期的、着信メールは全て、ウィルスチェックを行う。